

平成 29 年 11 月 1 日

佐々木(正)委員

大きく二つの質問をさせていただきます。この事件が発生する前の平成 28 年 4 月には、障害者差別解消法が施行されました。施行があった後に事件が起きてしまったということを大きく受け止めなければいけないと思います。再生基本構想での様々な施設のあり方なども理解しているが、その根底にあるこの事件を様々な思想、価値観、こういうヘイトクライムと言われているものは、私は感じられてならないのです。

鈴木教授にお聞きしたいのですが、こういう価値観、優生思想みたいなものを根っこから引き抜いていくのが、私は深い議論をしていかなければいけないのではないかとすごく感じており、そこの根底のところを深めていかななくてはならない。非常に難しいものではあるのかもしれませんが、優生に対する負の対応は、実行性あるものにしていかないといけないということで、今後、そういうものについて取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

鈴木参考人

正におっしゃるように、思想価値の問題というのはとても根深いものがあると思っております。ヘイトクライムや優生思想については、例えば、ヘイトクライムに関して言うと、皆様御承知のとおり、事件を起こした犯人に対して、インターネットサイトの世界ではいまだに彼のやったことについて称賛するような声が、今、この瞬間にも書き込まれているでしょうし、そういったものが匿名性の中に出てくるということに非常に危機感を覚えます。当然、大手を振って障害者嫌いという人はいないと思います。しかし、内面の中にある差別意識が、やはりそういった匿名の空間などでヘイトクライムの形を持って出てくるというのは、本当に由々しき問題だと思っております。そこにどうすればという非常に大きな問題なのですが、一つは過去への見極めはしっかりとすべきだと思っております。私たちの社会は、この優生思想に関しても、つい先頃の優生保護法があって、母体保護法になる前まで、その優生思想が生きていたわけでありまして。そういったマイナスの歴史に対する向き合い方というのは、私たちが考えますと日本の社会が比較的そういうものが余り得意ではないと思っております。

例えば、ドイツなどではそういったものをしっかりナチスの犯罪も含めて向き合っていますが、先進国では、スウェーデンでも障害者に無断の墮胎手術が行われていた時代に向き合っているという過去への向き合い、そして、先ほどから申し上げているとおり、個々の人たちが我が事と思って社会に向き合うというこの二つの方法を何とかして進めていきたいと思っておりますが、非常に大きな御質問でしたので、大ざっぱなお答えになりましたことをおわび申し上げます。

佐々木(正)委員

障害者差別解消法の要件というのは、一つは不当な差別的取扱いの禁止というもので、もう一つは、合理的な配慮の提供ということですので、この二つのことをしっかりとみんなが捉えていかなければいけない。今では、差別の対義語というものに無関心なのではないかと思っておりますので、無関心層への発信と

いうのか、障害者差別解消法というものを大事だということを浸透していくのか、その辺りをしっかりとしていかなければ、根底から値を断ち切っていかなければいけないと感じているのですが、具体策として、私はこの憲章が予算委員会など、様々な議会でも見られるよう、厚生常任委員会の場合なので、ともに生きる社会かながわ週間というものをつくったらどうかということで、提案させていただき、その障害者週間とは別に、障害のある人もない人もともに生きていく必要があるということで、別な神奈川県は使命として、ともに生きる社会かながわ推進週間というものをつくって、そういうときに様々な新興宗教だったり、障害者の方々と触れ合って、障害という言葉自体もどうかと思うが、特徴ある方と付き合ってみて、一緒になって暮らしていくということは、今後、必要なのではないかと思うのですが、鈴木教授いかがでしょうか。

鈴木参考人

冒頭にも申し上げたとおり、かながわ憲章についてはとても評価しています。ただ、これをどのような形で知らしめていくのかというのは、正に大きな課題であり、私は個人的にはかながわ憲章の検証を誰がやるのかということは、議会としての対応を求めたいと思っています。もしかしたら、このかながわ憲章の中には障害者プランの中などに反映されていると思うので、そこでの検証でもよいと思うのですが、例えば、四つの項目がありますが、その一つ一つについては具体的にこういうことを指標として持っていて、どういうことを目標として言っているのだということも、やはり必要となってくるのかと思います。そうしないと、全てがごもつともということばかりですので、それをいかに実現して、検証していくのかということがないと大変難しいと思っています。推進するという事は、本当にそのとおりです。

佐々木(正)委員

もう一点だけ質問させていただきます。執行部の方ですが、この事件は私も相模原市に住む者ですから、多くの方、利用されていた方、職員だった方、いろいろな方から情報を頂きました。この現場にいた方が、精神的に物すごい衝撃を受けているのではないかと、なかなか仕事に戻れない、そういうものに精神的にもっとつらい思いをしてしまって、自分の日常生活が困難になってしまった方、職員など、そういった人に対する対応をどのように進めていくのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

障害サービス担当課長

利用者に対しては、かながわ共同会で、それぞれの施設に心理職がおられましたので、その心理職が対応しているという状況です。また、この4月以降、かながわ共同会として、精神科医を嘱託で雇用しております。原則的には月に2回、かながわ共同会が持っております入所室、病室で、去年、津久井やまゆり園に一人でいた職員が平成29年4月に定期異動していますので、かながわ共同会の四つ施設に定期的に巡回をし、正職員についても研修であるとか、若しくは個別の照会をしているということです。

佐々木(正)委員

最後に要望ですが、こういう大きな世界を震かんさせてしまう大きな事件、あるいは大災害などは、何年も、何十年も経ってからよみがえってくることに

なるので、早い段階でそういう精神的なケアをもっとしっかりと行っていくことが大事なので、そのまましっかりと進めていただくことをお願いして質問を終わります。